

第 3 期北海道障がい者基本計画・第 7 期北海道障がい福祉計画（仮称）の策定について

1 計画の統合

北海道障がい者基本計画と北海道障がい福祉計画を統合することとし（令和 4 年 12 月開催の北海道障がい者施策推進審議会で協議済み）、統合にあたっては第 6 期障がい福祉計画をベースとする。

2 計画の名称

別途検討

3 計画の期間

6 年とし、3 年で中間見直しを図る。

4 策定等の考え方

- （1）施策の推進項目については、柱立てを北海道障がい者基本計画のとおりとし、北海道障がい福祉計画の該当部分を移行する。
- （2）北海道障がい福祉計画にない項目や内容については、北海道障がい者基本計画から移行させる。
- （3）その他、北海道障がい者基本計画の記載内容が適切と思われる項目については、内容を北海道障がい者基本計画のものに置き換える。

5 計画の内容

現在の計画		新しい計画
<p>第2期北海道障がい者基本計画 (計画年：平成25年度～令和5年度)</p>	<p>第6期北海道障がい福祉計画 (計画年：令和3年度～令和5年度)</p>	<p>第3期北海道障がい者基本計画 第7期北海道障がい福祉計画 (計画年：令和6年度～令和11年度)</p>
<p>【計画の内容】</p> <p>① 第2期北海道障がい者基本計画 (根拠：障害者基本法) 障害者基本法に基づき障害者施策の基本的な方向と主要な施策を示すもの。</p>	<p>【計画の内容】</p> <p>① 第6期北海道障がい福祉計画 (根拠：障害者総合支援法) 障害者総合支援法に基づき広域的な見地から障がい福祉サービスの提供体制の確保その他障害者総合支援法に基づく業務の円滑な実施について定めるもの。</p>	<p>【計画の内容】</p> <p>① 第2期北海道障がい者基本計画 (根拠：障害者基本法) 障害者基本法に基づき障害者施策の基本的な方向と主要な施策を示すもの。</p>
	<p>② 第2期北海道障がい児福祉計画 (根拠：児童福祉法) 児童福祉法に基づき広域的な見地から障害児通所支援等の提供体制の確保その他児童福祉法に基づく業務の円滑な実施について定める。</p>	<p>② 第7期北海道障がい福祉計画 (根拠：障害者総合支援法) 障害者総合支援法に基づき広域的な見地から障がい福祉サービスの提供体制の確保その他障害者総合支援法に基づく業務の円滑な実施について定めるもの。</p>
	<p>③ 第5期北海道障がい者就労支援推進計画 (根拠：北海道障がい者条例) 北海道障がい者条例に基づき障がいのある人の就労支援に関する施策の実施について示す。</p>	<p>③ 第3期北海道障がい児福祉計画 (根拠：児童福祉法) 児童福祉法に基づき広域的な見地から障害児通所支援等の提供体制の確保その他児童福祉法に基づく業務の円滑な実施について定める。</p>
		<p>④ 第6期北海道障がい者就労支援推進計画 (根拠：北海道障がい者条例) 北海道障がい者条例に基づき障がいのある人の就労支援に関する施策の実施について示す。</p>

6 計画の検討組織

		検討組織	主な検討事項	
総括審議組織		・北海道障がい者施策推進審議会	関係部会、各協議会の検討状況のとりまとめ・総括質疑	
分野別 検討組織	権利擁護部会	権利擁護部会	・権利擁護の推進	
		意思疎通支援部会	・北海道意思疎通支援条例・手話言語条例の推進	
		医療的ケア児支援部会	・ 医療的ケアを必要とする子ども等への支援	
	北海道自立支援協議会	北海道自立支援協議会		・関係部会の検討状況のとりまとめ・総括質疑
		地域移行部会	・障がい者の地域生活への移行促進 ・精神保健福祉・医療施策の充実	
		人材育成部会	・人材の養成・確保及びサービスの質の向上	
		地域づくりコーディネーター部会	・相談支援体制の確保、地域生活支援拠点等の整備	
	北海道発達支援推進協議会		・障がい児支援の充実、発達障がいのある人への支援	
北海道障がい者就労支援推進委員会		・就労支援の施策・充実強化		

7 今後の北海道発達支援推進協議会の主なスケジュール予定

実施内容
<p>○第1回北海道医療的ケア児支援部会（8月3日開催）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画の構成案説明 ・計画の基本的な考え方協議
<p>○第2回北海道医療的ケア児支援部会（9月中旬開催予定）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画素案協議 ⇒ 素案修正
<p>○第3回北海道医療的ケア児支援部会（12月中旬開催予定）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画案協議 ⇒ 計画案修正